

令和7年度 こどもの学習・生活支援事業について

＜こどもの学習・生活支援事業とは＞

こどもの高校進学に向けて、よりよい学習環境を整えたいと考えている世帯を対象に、学習支援（通塾）や生活支援を行ない、こどもの学習習慣や社会性の習得及び将来の自立に向けた基礎を築くことを目的とした『福祉的支援』です。

対象生徒 宜野湾市在住で下記条件のいずれかを満たすもの（約 **60 名程度** を選考）

- （１）生活保護受給世帯の中学１年生～中学３年生
- （２）令和７年度住民税非課税世帯の中学３年生
- （３）令和７年度住民税均等割のみ課税である世帯の中学３年生

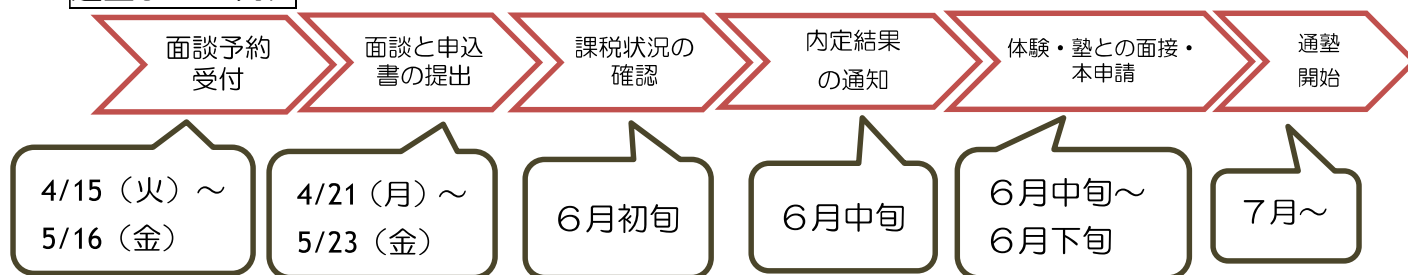


↑ QR コード
（市 HP 事業案内）

通うことのできる塾

市の指定した塾（４月１０日以降の宜野湾市ホームページでご確認ください。）

通塾までの流れ



- （１）面談予約 ※こどもと保護者、一緒に面談が必要です。
 - ・面談は予約制です。市ホームページの予約専用システムまたは電話で受け付けます。（４/１５より）
- （２）市役所で面談（こどもと保護者）※「調査票兼申込書」は市ホームページよりダウンロードできます。
 - ・持ってくるもの（前年度最終の通知表、調査票兼申込書※）
 - ・調査票兼申込書は事前にご記入をお願いします。
 - ・面談をしていない場合は、申込を受け付けることができません。
 - ・面談の時間帯は、１５時～１７時３０分（１世帯３０分程度）となります。（土日、祝祭日なし）
- （３）課税状況の確認
 - ・課税状況が確認できるのは、６月以降です。
 - ・世帯の中で、収入のある方全員の課税状況を確認いたします。
 - ・令和７年１月１日に他市町村に居住していた世帯については、６月に令和７年度（令和６年）の市県民税課税証明書（※前住地で取得）の提出が必要となります。
 - ・令和７年度（令和６年）の市県民税申告がされていない場合や書類不備の場合は、課税状況が確認できないため不採用となりますので、あらかじめ申告は済ませてからお申込をお願いします。
- （４）内定結果の通知
 - ・通知書を郵送します。内定採用の場合は、塾で体験と面談をした後、申請書を市役所へ提出します。
- （５）通塾の開始（７月から）
 - ・塾の受け入れが確認できたら、通塾がスタートします。

公費で負担するもの ※夏期、冬期講座、模試代は中学３年生のみ
月謝、教材費、夏期講座代金、冬期講座（受験前対策）代金、
模試代（年４回まで）

※すでに塾へ支払済みのものについては対象外となります。

《問い合わせ》

宜野湾市こども家庭課みらい応援係
こどもの学習・生活支援担当：山内・伊藝
（直通番号）０９８－８９３－４５１５
（９：００～１７：００）